

令和3年4月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年4月5日
武雄市農業委員会

令和3年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年4月5日（月）
（開会）13時30分 （閉会）14時45分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
 渕 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、小田康信、西村栄義、荒川宏文、諸岡秀一、
 笠原 武、中島敏秋、小柳信博、小潟 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、
 松岡義信、田淵清徳、下平秀昭、永尾廣次、中原 位、鈴山春樹、宮原洋昭、
 平川 香、橋口和彦、立川浩吉（以上24名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	8件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	8件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び 農地法第5条の規定による許可申請	5件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）	
議案第6号	農業振興地域内、農用地からの除外について	10件
議案第7号	武雄市非農地証明願	1件

6. 議事内容 以降記載

《職員紹介等》

※4月の人事異動により異動した職員の紹介を行った。13:30～13:35

事務局長 みなさん、こんにちは。総会を始める前に、新年度の職員体制について、皆様にご紹介をいたします。内容については、本日お配りしている資料の最初のページをご覧ください。

営業部農林課関係では、営業部理事に永尾理事、農林課長に野口課長が着任しました。

次に農業委員会事務局は、岩瀬主幹が異動になり、新しく松尾副主幹が着任しております。その他の職員については資料のとおりです。

それでは、永尾営業部理事、野口課長、岩瀬主幹、松尾副主幹より、ご挨拶を申し上げます。

(永尾 営業部理事 あいさつ)

(野口 農林課長 あいさつ)

(松尾 副主幹 あいさつ)

(岩瀬 主幹 お礼のことば)

ここで、業務の都合がある職員は退席をさせていただきます。

(職員退席)

《開 会》

事務局長 それでは、改めまして令和3年4月の農業員会「総会」に入らせていただきます。本日は、農業委員全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、よろしく申し上げます。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年4月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

本日は議案第1号から議案第7号までの審議をお願いいたします。

議事録署名人に、12番 古川委員、17番 山口委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いいたします。

事務局 3月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

————— 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》 —————

会 長 では1号議案を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が、8件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります、田4筆の面積が4筆の合計で11,157㎡です。生前贈与のため、申請をされるものであります。生前贈与のため、農地の価格は発生をしておりません。

申請番号2番と3番につきましては、一括でご説明をさせていただきます。土地につきましては、〇〇町にあります畑1筆の280㎡と、田2筆の合計面積が229㎡です。どちらも、譲受人が市道の拡張のために所有地を売却したため、代替地として農地を求めたいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、申請番号2番につきましては、10a当り〇〇円。申請番号3番につきましては、〇〇円となっております。

続きまして、申請番号4番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります、田4筆の面積4筆合計で5,754㎡です。譲受人が現在も耕作をしているため、所有権移転するものであります。農地の価格につきましては、今まで管理をされていたため無償贈与ということで、価格は発生しておりません。

続きまして申請番号5番。権利の内容については、所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります畑2筆と田1筆、面積が3筆の合計で727㎡です。譲受人の自宅近くで管理がしやすいためということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、3筆で〇〇円ということです。

続きまして、申請番号の6番と7番について、一括でご説明をさせていただきます。権利の内容については所有権の移転です。土地は〇〇町にあります、田の面積85㎡と82㎡です。この6番と7番の土地を、それぞれ所有者を変えるとということで、土地の交換ということで申請が提出をされております。土地の価格については、発生をしておりません。

続きまして、申請番号8番。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積が1,891㎡です。譲受人が現在も耕作をしているということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、10a当たり〇〇円です。

以上、申請番号1番から8番までについて、全て3つの判断基準を満たしていると判断をしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、まず私の方から6番と7番でございますが、6番と7番については、ちょうど新幹線がこの田を横断しておりますので、右の端と左の端が、ちょうど同じくらいで、松尾さんと橋口さんが交換をされて、一枚の田右左あるとを1枚の田にするということと言われておりますので、この分について私はしていただきたいということで、印を押しました。

他の案件について、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による8件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による8件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第2号について、ご説明をさせていただきます。

申請番号1番。土地は〇〇町にあります畑2筆の面積が2筆合計で146㎡です。現在の住居が老朽化したため、建替えを行いたいということで、同時利用地としまして、宅地の15.03㎡を含んだ全体計画地161.03㎡に一般住宅を建設される申請となっております。工事完了時期につきましては、令和3年の8月31日です。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、1ページ記載のとおりです。

事務局の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案第3号についてご説明をさせていただきます。

まず、申請番号1番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町の畑2筆と田2筆。面積が4筆合計で1331㎡です。申請地は周辺に大型商業施設や学校があり、住環境が良いため、宅地分譲を計画したということで、申請が提出をされております。宅地分譲の5区画で、面積1331㎡です。工事完了時期につきましては、令和3年10月31日です。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります田9筆の面積が9筆合計で7812㎡です。小中学校まで1.5km以内、商業施設も近いため、住環境が良い申請地で分譲地として販売をしたいということで、同時利用地としまして、水路180.59㎡を含んだ合計計画面積7992.59㎡に、宅地分譲26区画を計画され申請されております。工事完了時期は令和3年の12月20日です。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積542㎡です。学校や商業施設にも近く、住環境が整っているため、申請地を宅地分譲地として販売をした

いということで、同時利用地としまして、宅地と山林の792.18㎡を含んだ、合計計画面積1334.18㎡に宅地分譲の6区画を計画され申請されております。工事完了時期につきましては令和3年10月31日です。農地区区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積141㎡です。自家用車及び業務用車両の駐車場として整備をしたいということで申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、現状をそのまま利用ということで記載なしという形にさせていただいております。農地区区分につきましては農地区区分及び許可基準の該当事項は、資料に記載のとおりでございます

続きまして申請番号5番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります畑4筆の面積が4筆合計の455㎡です。学校や商業施設も近く、住環境が整っているため、建売分譲住宅地として販売をしたいということで、同時利用地としまして、宅地他4筆の376.29㎡を含んだ合計計画面積が831.29㎡に、3区画の建売分譲住宅を計画され、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年8月31日です。農地区区分及び、許可基準の該当事項は、資料に記載のとおりです。

続きまして申請番号6番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります畑2筆の面積合計204㎡です。こちらが4条及び5条計画地になっておりまして、18951-3が5条、18953-1については自身所有地のため4条区分になっております。自宅敷地のスペースが狭かったため、農業用倉庫、農機具置場、物置を建設したということで、既に利用をされておりますので、始末書が添付をされております。農地2筆と同時利用地の原野を含んだ合計計画面積については、255.8㎡です。始末書添付のため、工事完了時期についてはございません。農地区区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料に掲載のとおりでございます。

続きまして申請番号7番です。権利の内容については所有権の移転です。土地は〇〇町の畑1筆の面積286㎡です。現在、両親と同居をしているが、手狭になってきたため、申請地に一般住宅を建設したいということで、同時利用地としまして、山林57㎡を含んだ合計計画面積343へ米に一般住宅を建設される計画になっております。農振除外の手続きについては、済んでおります。工事完了時期は令和3年12月31日です。農地区区分及び許可基準の該当事項につきましては、記載のとおりでございます。

最後に申請番号8番です。権利の内容につきましては、賃借権設定による一時転用になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積1700㎡です。新武雄工業団地造成工事の請負及び仮設の現場事務所、駐車場、資材置場として利用をしたいということで、申請が提出をされております。賃借期間については、令和3年の4月30日までです。農地区区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番と2番の案件については、調査委員会を行っておりますので、座長の 中島薫委員から調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（5番委員）

はい。それでは、調査委員会の報告を行います。令和3年3月26日、午後1時30分から、調査委員会をB班及び地元農業委員、推進委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号農地法第5条の規定による申請2件について審議しました。議案第3号申請番号1番の宅地分譲について、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり、審議しました。

主な質疑、要望は、一つ目に開発地の道路の名義について指摘があり、道路の名義については、宅地を購入される方々の共有名義になり、維持管理については、名義人の方々が行っていく計画であるという回答がありました。

二つ目に、隣接の農地所有者等の同意がないことについて、代理人より経緯について説明があり、隣接地の田について、登記上は田であるが、現在の利用状況は、畑としての利用であること及び同意が得られてないのは、隣接農地所有者の自宅敷地と今回申請地との造成計画等の背景からであり、隣接農地と今回の申請地間の問題でないことを、実際、現地にて代理人立会の下、尺当てを行いながら、造成計画まで含めた所で確認できました。

三つ目に、申請地付近は土質が緩いため、工事の際の重機の搬入は経路に気を付けることを要望し、了承をいただきました。

続いて、議案第3号、申請番号2番の宅地分譲について、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。主な質疑、要望は、一つ目に、こちらも開発地の道路の名義について質疑があり、道路及び公園については、武雄市へ寄附を行うため、名義については武雄市になる予定であるが、完成してもしばらくの間は開発業者にて維持管理を行うという回答がありました。この質疑に関連して、しばらくの間とはどのくらいか、具体的に決まっているかという質疑があり、期間については市との協議になるため、現在、その期間まで含めた所で協議中であり、現段階ではまだ明確に決定していないという回答がありました。

二つ目に、申請地内を流れる水路について付け替えを行い、地元要望で申請地北側の道路側溝及び東側水路の2方向に向って流す計画であるということ、代理人から現地にて説明がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番と2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から、許可しても差し支えないという判断になりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。1番と2番の案件について調査委員会の報告が終わりました。3番から8番の案件については地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 すいません。8番の案件についてお尋ねいたします。貸付人が〇〇地区となっておりますが、大体区では土地は持ったらいけないんじゃないかなと思ってですね。私たちの所です、今まで部落田だった所が持てないということで、各部落にちょっと分けてですね、国から土地の税金がかかっているという問題がありましたし、また来月出ると思いますが、私の地区で圃場整備で部落田が持てない、圃場整備でちょっと残った土地が部落田だったんですけれども、部落では持てないということで、2人の方にちょっと名義貸してみたいにされているという点もありましたので、区で持てるのかのかどうかについて、ちょっと疑問に思いましたのでおたずねします。

事務局 失礼します。委員さんの指摘の件なんですけれども、元々、区の農地というか、今回3条の生前贈与が出てきているんですけれども、同じ農地の相続をする様な形でも、今の所有者、土地の名義人さんが生きていて、亡くなっているかによって手続きが違ってきます。生前贈与になってくると、農業委員会での3条の許可が必要になります。亡くなっている場合については、死亡相続という形で、農業委員会の許可なしで、そっちは民法の方で手続きをされるんですけれども、今回の〇〇区の分につきまして、これもちょっと農業委員会の許可が絡んでいた分ではなくて、委任の終了という手続きがあるんですけど、区の代表者、区長さんのお名前か何かになっていたと思うんですが、それを農業委員会を通さないでする手続きの方法があるらしくて。うちを通さないもので、私も全然詳しくないんですけど、各個人の代表者のお名前になっていたものを委任の終了という形で何々区という様な形が残ってきているのがこの土地になっています。なので、おっしゃっているとおり、これから新規で、元々持っていたものではなくて、農地を区の方が取得するとか、そういうのについてはですね、農地は持てませんが、元々持っておられる土地、今現在持っておられる土地については、登記簿上のやり方で、区の名前にすることができることがあるみたいです。すいません。これくらいの説明ですけど、よろしいでしょうか。

会 長 私の方から説明をしたいと思いますが、〇〇区についてはですね、2年か3年前ですね、元々、個人の名義になっとった。いま言われたように持たれないということで、前の区長さんたちの名義になっとった訳ですよ。それで、2年前か地縁団体にならかしんさった訳ですよ。その時に、所有者の方から、これは間違いありませんという印鑑をもらって地縁団体の名義になされたということですので、地縁団体になれば所有がそのまま引き継がれるということだそうでございます。よろしいですか。

19番委員 はい。

会 長 ほかに、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による8件の許可申請について、本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による8件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び
農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請が5件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第4号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番です。土地は〇〇町にあります田1筆の面積が283㎡です。こちらの土地につきまして、平成30年6月29日付で、今回の譲渡人の方が塾の駐車場として許可を受けられておりましたが、塾を駅前の別の場所に開校することになったため、該当地を利用する計画がなくなったということで、新たに今回の譲受人が一般住宅を建築したいということで申請が提出をされております。こちらにつきましては、事業主が今回の譲渡人の方から譲受人の方へ変更と、事業計画の内容につきましても、駐車場から一般住宅へ変更されておりますので、事業計画変更承認申請と5条申請書の両方が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年の11月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号2番です。土地は〇〇町にあります畑2筆の面積が合計907㎡です。こちらの土地につきまして、平成6年12月21日付で、今回の譲渡人が研修施設として許可を受けられておりましたが、経営状況の悪化により、建設が困難になったということで、新たに、今回の譲受人が同

時利用地としまして、原野、雑種地を含む合計1224㎡に、太陽光発電施設を建設したいということで申請が提出をされております。許可が平成6年の末でありまして、当初申請時の図面についてはございません。また、平成6年に許可されたものの事業が完了せず、事業計画変更申請が、現在、提出をされておりますが、研修施設の建設が困難になったということで、別の用途で活用できないかというご相談は、以前からあっていた様でございます。こちらにつきましても、事業主が譲受人から譲渡人へ変更をされ、事業内容につきましても、研修施設から太陽光発電施設へ変更されておりますので、事業計画変更承認申請と5条申請の両方が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年の12月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号3番です。土地は〇〇町にあります田6筆の面積が合計で5152㎡です。こちらの土地につきまして、平成27年12月21日付で、建売分譲住宅の18区画で許可を受けられておりましたが、国道34号武雄バイパスの拡張工事により、事業用地が買収されたため、事業面積を縮小したいということで、18区画から16区画へ区画数を減らす事業計画変更承認申請が提出をされております。土地の所在欄に記載をされているものにつきましては、当初、許可を受けられた筆になっておまして、バイパスの拡張に伴う潰れ地の面積が、取消面積の542.41㎡米となっております。その部分542.41㎡の分につきましては、農地法第5条の一部取消願が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和2年12月末でございます。

続きまして、申請番号4番です。土地につきましては〇〇町にあります田2筆の面積が2筆合計で1990㎡です。こちらの土地につきまして、平成30年4月11日付で、建売分譲住宅6区画で計画を受けられておりましたが、申請番号3番と同様の理由で、6区画から4区画へ区画数を減らす、事業計画変更承認申請と農地法第5条の一部取消願が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年12月の末です。

続きまして、申請番号5番です。土地につきましては〇〇町にあります田3筆の面積が3筆合計で2490㎡です。こちらの土地につきまして、平成31年の2月13日付で、建売分譲住宅9区画で許可を受けられておりましたが、申請番号3番及び4番と同様の理由で、9区画から6区画へ区画数を減らす、事業計画変更申請と農地法第5条の一部取消が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和7年の6月末となっております。

事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

議案の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。なにかございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

- 会 長 ないようですので、質疑を開始したいと思います。何かございませんか。
- 〇〇委員 すいません。3番と4番は条件付分譲住宅ではないでしょうか。建売分譲ではあるけど条件付分譲住宅じゃあないのでしょか。
- 事務局 失礼します。先ほど、ご指摘の通り、申し訳ございません。申請番号3番のみにつきまして、建売分譲住宅ではなくて条件付分譲住宅となっています。すいません。訂正をお願いします。
- 〇〇委員 はい。わかりました。では4番は分譲住宅。
- 事務局 ええ。4番と5番につきましては、建売分譲住宅という項目になります。
- 〇〇委員 そしたらこれは2区画くらい減る計画になるけど、分譲住宅の全体面積大体3分の2やったかね、条件付分譲住宅の状況が減ったもんね、3分の2はなるとかね。
- 事務局 はい。この事業計画変更後、区画数を減らすことによって、今回、4条、5条の所出てきている申請番号が、議案第3号の番号5番の所になるんですけれども、それで7割の条件を満たすということで、県の方が新規の受付可能ということで、今回の5番が同時に延長された様な形になっております。
- 〇〇委員 はい。わかりました。
- 〇〇委員 この5番の問題ですがね、バイパスの拡幅工事の計画はいつごろできたのですか。申請許可後にできたと、できる前やったと？変更しとるとじゃなからうね。
- 会 長 これは31年の時には、まだ発表がこちら辺だろうということでされておりました。それで北方の支所で本人さん呼んで、北方の農業委員さん全部集合して、話し合いをして承認をいただいた、31年に提案をしたということになっておりますんで、まだその時発表はなかったね。こちら辺だろうということで言いはされてたけど、それは承知のうえで地主さんはもう売るといことやったけんがってということで承認をしましたので。よかですか？
- 〇〇委員 今、委員さんの方から連絡がありましたけれども、私もまだ図面を佐賀国道から貰っていませんが、バイパス、今の市道の南側にも拡張すると初め予定でした。それが、いつの間にか北側にもっていかないと、後のざんびで南側がどがんでもされんやったとです。そこはまだ農振除外の許可下りとらんとです。佐賀国道に図面をと言ってますが、まだ私は貰うとらんけんです、決定権はなかばってんが、上の方に北側の方何mってというのはまだ、決定し

とらんけんですね。私も明確に言えんし、農振地ではあるし、農振除外もまだ出ておりません。その区域は。そういうことですね。わかったら、報告します。はい。以上です。

会 長 ほかに。ほかに無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について、本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局からの説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和3年度第1号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規、5件、12筆、10795㎡。

橘町、田、新規、15件、22筆、38080㎡。再設定、2件、3筆、9128㎡。

朝日町、田、再設定、2件、2筆、2567㎡。

若木町、田、新規、3件、7筆、6333㎡。再設定、1件、1筆、790㎡。

武内町なし。

東川登町、田、新規、2件、2筆、3342㎡。

西川登町、田、新規、1件、1筆、1824㎡。再設定、1件、1筆、530㎡。

山内町、田、新規、4件、11筆、10862㎡。再設定、12件、17筆、25262㎡。

北方町、田、再設定、2件、5筆、10719㎡

となっております。4ページ以降に各町の詳細を記載しています。

次に、3ページをご覧ください。所有権移転計画案について、記載しています。東川登町、田、3筆、2734平米です。23ページに詳細を記載しています。また、利用権の変更については、28ページ。解除については、

29ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の田中です。議案第6号につきまして、まず資料の訂正をさせていただきます。資料の1ページ目。下の方の田、畑の数値に誤りがございました。正しくは、田26770、畑4877です。訂正をお願いします。大変、申し訳ございません。それでは、説明をさせていただきます。

1ページに農振除外を行います、10件、35筆のリスト。2ページから3ページに10件の内容を記載しています。4ページから32ページはそれぞれの地図、字図、計画平面図でございます。

では、2ページをご覧ください。

申請番号1番は、除外目的が介護保険施設。特別養護老人ホームでございますけれども、除外場所は〇〇町の田、8筆、12917㎡。畑4筆、768㎡。計13685㎡です。

2番は、除外目的が一般住宅。除外場所は〇〇町の畑、878㎡でございます。

3番。除外目的は駐車場。〇〇町の畑、2筆、328㎡です。

4番。除外目的が植林。〇〇町の畑、1376㎡です。

5番。除外目的が駐車場及び重機置場。除外場所は、〇〇町の田、4筆、2647㎡です。

6番。除外目的が資材置場。除外場所は〇〇町の田、2筆、2665㎡。
7番。除外目的は建売分譲住宅、24区画。除外場所は〇〇町の田、7筆、6765㎡でございます。
8番。除外目的は資材置場。除外場所は〇〇町の田、888㎡。
9番も資材置場でございます、除外場所は〇〇町の田、888㎡。これは同じ筆を2つに分けて使用したいということでの申請となっております。
10番。除外目的が建売分譲住宅、5区画。除外場所は〇〇町の畑、5筆、1527㎡でございます。

この10件につきましては、農林課としては、農振除外の5要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をした案件でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 農林課の説明が終わりました。それでは議案第6号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 6番の件ですけど、私の方に話がきていないのでよくわからんとですが、これは耕作者が違うのではないかと思うのですが。利用権設定されてるかは覚えてないけど、耕作者は〇〇さんじゃないような気がする。

農林課 申し訳ございません。耕作者の方までの把握はできておりませんので。

会 長 これあくまでも所有者やけん。耕作者じゃなくて所有者やけん。〇〇さんじゃないというとは、耕作者は違うやろうけど所有者しとるとやろう？

農林課 そうですね。はい。所有者で。

〇〇番委員 そしたら、耕作している人に話がいつてるかどうかというとは、まだ。

会 長 まだその後。その後、わからんたい。農振除外やけん。

〇〇番委員 農振除外を終わってからしかせんけん。区長さんとね、水利組合とか生産組合長の印をもらって申請はする訳よ。農業委員さんは、ここの時点では農振除外やけんタッチせんけん。

農林課 すいません。申請にお見えになった際にはですね、農業委員さんの方には必ず報告をということで窓口の方では言ってるところなんですけど、徹底ができておらず申し訳ございません。

〇〇番委員 これ利用権設定済んでいるかどうかというのは、後で教えてもらっていいですか？

会 長 いや、除外すれば今度は農業委員会に申請が上がってくる。その時に、耕作者が誰というのが出てくる。今の所は除外はだめですよって言うぎ、却下さるっけんが、そのまま作ってよかということになる。そいけん一応、農林課としてはこの申請ば上げとんさあ〇〇建設の人に、申請の際に地元の農業委員さんにも言ってくださいねって言ったということだけど、〇〇建設から何も聞いとらん訳たい。言うたですよって聞いとらんけんが、農林課としては地元の農業委員さんには言うてくださいねって指導はしよるということやっけんが、あんたのところには来とらんって言いんさっけんが、〇〇さんが言うちゃれんって言うところが正しかとじゃなかかなと。

〇〇番委員 そいけん、〇〇さんも所有者には連絡はしたばってんが、誰が作りよるかそこまでは把握しとらんということですね。状況までは。

農林課 そこまでは把握できていません。

会 長 小作の申請のその前に出とった5号のときに集積を出してあったらこっちでもわかるとばってんが。

〇〇番委員 利用権設定済んでいるのかも、まだわからんとですか。

会 長 いや、わからん、わからん。ヤミ小作になるけんさ、そいも言われんたい。

〇〇番委員 何か面倒くさかですね。やっぱり、耕作しよる人にも話しばしてもらわんぎ。区長さんとか生産組合長も言うたてしか思とらんやっただて。

会 長 小作しよんさつとは所有者から言わんないばさ。小作者はやっぱり所有者からこがんしてするよっていうとば言いんされんぎさ、種もみか何とかもあるけん。そいけん、農林課で受付をする時もさ、耕作者にまで了解を貰うとるですかということまで一応、言うてください。

農林課 はい。わかりました。ありがとうございます。

〇〇番委員 農林課の来とんさあけん、一つだけよかですか。多面的機能とか中山間の交付金受ける時に、例えば5年間とか変更したらいかんですよとか、耕作せんばいかんですよとかあるですよ。こういう場合、中山間は入ってないけどですね、多面の方は入ってますよね。途中でも変更そのままできるとですか。

農林課 はい。多面的機能支払交付金の場合は可能でございます。

会 長 そいけん、多面的機能では決定金額は来てても、減額してくるわけたい。

〇〇番委員 減らしてね。

会 長 減らして後から精算ばしんさって、減額してくるわけたい。

〇〇番委員 それを知らん人はですよ、5年間ずっと作らんぎいかんて、5年間ずっと拘束されとるて思うとるけんですね。そいぎ、もう前もって入れんでいっちょこうかとかですね。荒れるごたっところは入れんでいっちょこうかてなるけんですね。どがんかなて思うとりました。

会 長 はい。他に？

〇〇番委員 4番の件でお聞きしたいんですけれども、今ですね山の中は耕作地が多くてですよ、植林せんでももう木が生い茂っている状態なんですけれども、その方は植林ということで、農振地外されるんですけれども、こういう場合も必ず耕作放棄地になった所は、農振除外は外さんばいかんとですか？この方は何か木を植えるけんがということで。でもミカン山とかやめる時に、雑木みたいなものを植えてやめた方もいっぱいいらっしゃると思うんですよ。そういう時、農振除外はしたとかなと思ってですね。ちょっとお聞きしたいのですが。

農林課 はい。4番につきましてははですね、4番に限らず皆さんおっしゃるとおり、やむなくそういった状況が多くございますので、ただ、農振農用地指定をされている所につきましては、始末書を添付のうえでですね、農振除外の手続きをさせていただいている所でございます。

〇〇番委員 そしたら農地パトロールだったり、耕作放棄地とかを見て回りますよね。そういう指導をせんといかんとですよ。そしたら農業委員としては。そこが農振地だったらですよ、農振除外をしてくださいと言わんといかんとですか。役割として。

事務局 今回の4番の〇〇さんの案件なんですけど、今回、農振除外として出てきているのは、1筆の1376㎡なんですけど、他にもですね、植林をされている場所が何箇所かございます。現地の写真で見た限りでは、うちの非農地の20年経過の方に該当するのではないかということで、うちの方では、非農地を検討していた所なんですけども、非農地の案件の中に農用地については非農地をしないということでございますので、農用地に入ったままの非農地というのはできません。

ですので、農用地に例えば木を植えていたと。実際、農地に戻らないので、地目を変更したいということで、農業委員会の方に来られても、そこが農振農用地に入っていれば、地目を変更するために、まず、そこを外してもらわないといけない。それで、宅地になりますので。もちろん、先ほど、言われ

た様に農地パトロールで見ていただいた中で、まっすぐ非農地できる所もあるし、要はそこは農振農用地がかかってない所ですから。ただ、圃場整備とかでは入ってないところについては、まっすぐ4条、5条の転用をまっすぐかけられる所と同じように非農地ができたり、木がまだ20年も経ってなかったら、始末書添付で植林で出してもらう所なんですけれども、そこが農用地に入っているということであれば、その前段階として、今から計画するにしても、増えてましたにしても、まず、農振地を外さないといけない、ということで、今回何筆かあった中の1筆が農振に入っていたので、今回、この1筆だけ埋め立ての話出てきているんですけど、この後に、実際、植林してましたということで、4条の無断転用なり、非農地なりで地目を変更していく手続きが、農業委員会の方に出てくる予定でございます。

〇〇番委員 すいません。そしたら、山はパイロット事業とかで国のお金を使ってですね、そういう所は絶対受けとんされんですよ？

会 長 私が県の審議会にいた時はね、国営パイロット事業は、登記簿に載つとるらしかね。そい以外の事業したとは載つとらんらしか。そいけん、私が知つとる所では、嬉野とか塩田、太良は、山林にもならかさねやったと。お茶の茶園ばね、どがんないとんしてくいろて言いよんさばってん、お茶がこいだけ低迷したけんが、許可してくいろていうことで、申請ばしんさつたとばってん、ダメってそれは。登記簿上、それを他には法務局がさせんて。そいけんが維持してくださいということで。ただ、みかんの時太良の人の話ば聞くぎね、なんで隣のとはできて、うちのとはできんかったかというたら。廃園事業にかかった時に、その1年間や2年間や3年間かどうか、もうそいは知らんよね、わからんばってん、その期間に申請ばするぎ、許可の出つたと。そい以外は全くダメです。だって太良の池田会長さんが言いよんさつたけんが。その期間を1年か2年か3年かはわかりませんが、その時に申請ば山にならかさばいって言うた時にしとんさつぎ、山林になつとつたと。国営でした分は、ちょっとでけんらしかもんねえ。

〇〇番委員 わかりました。

会 長 他に？

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第6号の質疑をとどめます。
議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第 6 号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第 7 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第 7 号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について 1 件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは、議案第 7 号について御説明をさせていただきます。資料につきましては、議案書の 16 ページから、及び資料につきましては、57、58 ページの方になりますので、そちらの方をお開きください。

議案第 7 号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号 1 番です。土地につきましては、〇〇町にあります、田 1 筆の面積 265 m²です。亡き父が平成 10 年ごろより、自宅駐車場として利用をしていたということで、非農地証明事務処理要領の該当事項につきましては、5 号の人為的に無断転用された土地で、かつ、その転用行為から 20 年以上経過し、農業委員会が証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第 7 号、1 件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号 武雄市非農地証明 1 件について原案どおり証明することに決しました。

《閉 会》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和3年4月の農業委員会総会を終わります。